

中部大学

基準3 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本法人の経営は、学校法人中部大学寄附行為（以下「寄附行為」という）、学校法人中部大学管理運営規則（以下「管理運営規則」という）およびそれに基づく関連規程により適切に運営されている。寄附行為では、第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神である『不言実行、あてになる人間』を育成することを目的とする」としており、管理運営規則では、第2条に「この学園及びこの学園が設置する学校の管理及び運営については、法令及び寄附行為に定めるほか、この規則に定める」とし、高等教育機関として社会的責務を果たせる経営を行っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定された法人の最高意思決定機関として理事会および理事会の諮問機関として評議員会を設置、定期的に開催し、建学の精神である『不言実行、あてになる人間』の育成の目的達成に向け努力を継続している。さらに理事長の諮問機関として理事長、常勤理事、学長、副学長、高等学校長、法人本部長などで構成する学校法人中部大学運営協議会（以下「運営協議会」という）を置き、法人部門と教学部門の連携を図り、毎年度の「事業計画」および「学園財務中期計画」の実現に向け業務を遂行している【資料3-1-1】。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為第3条および学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に従い」と明記しており、関係法令に則り法人および大学運営を行っている。また、大学および大学院の教育目的は教育基本法および学校教育法が規定する大学および大学院の目的の趣旨に適合している。さらに本学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準等を遵守し、それらに基づいた学内規程を制定するとともに、法令改正や関係通達には遅滞なく適切に対応している。

本法人は、教職員が遵守すべき組織倫理に関する規程として就業規則および服務規程を

中部大学

定めている。就業規則では、「学園も職員も、ともに信義を重んじ、誠意をもって、この規則を守り、明朗な就業環境を確立し、教育の振興と学園の発展を期して努めなければならない」と定めている。服務規程では、「学園の規則・規程を守り品位を重んじ、業務上の指示・命令に従い、自己の業務に専念し、能率を高め、互いに協力して学園の秩序を守らなければならない」と定めている【資料 3-1-2】。

研究に係わる教職員および学生が遵守すべき基本原則として、平成 19(2007)年に「中部大学における研究者の行動規範」【資料 3-1-3】を定め、「中部大学の研究者は、基本理念及び研究上の使命に則り、高い倫理意識を持って研究を推進することによって、社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない」と記し、この行動規範のもとに、「研究者倫理委員会規程」「研究上の不正行為に関する取扱規程」「競争的研究資金運営及び管理規程」「科学研究費補助金取扱規程」「利益相反検討専門委員会内規」「知的財産ポリシー」「利益相反ポリシー」等を制定し、研究活動が適正に行われるよう取り組んでいる【資料 3-1-4】。また、研究倫理に関しては、倫理的観点から研究が適正に行われるように「倫理審査委員会規程」「組換え DNA 実験規程」「動物実験取扱規程」「研究用微生物安全管理規程」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程」等を制定している。平成 25(2013)年には、新たに「中部大学における人を対象とする研究に関する倫理指針」を定めた【資料 3-1-5】。

個人情報保護については、平成 17(2005)年に「個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人の権利、利益を保護している。平成 21(2009)年に「情報セキュリティ規程」を制定し、保有する情報資産の取扱いに関し適正な管理を行っている。また、平成 19(2007)年に「内部通報に関する規程」を制定し、組織的または個人的な法令違反行為に関する通報または相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為の早期発見と是正を図り、本法人の社会的信頼の維持および業務運営の公正性の確保と強化に資している【資料 3-1-6】。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

快適な環境を提供するため、キャンパス内清掃、樹木の剪定や芝生除草剤散布を行うとともに、学内では 6 分別ゴミ箱による資源回収や産業廃棄物の分別を行い、ゴミの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる。古紙回収も定期的実施するなどして環境保全に努めている【資料 3-1-7】。

ハラスメントへの対応は、その未然防止と学生・教職員等の人権を守るため、平成 11(1999)年に「学校法人中部大学ハラスメントの防止等に関する指針」を制定し、相談窓口および相談窓口担当者を明確にして対応している。電子メールによる相談にも応じている。「ハラスメント対策委員会」はパンフレットを発行し、学生・教職員に配付して周知の徹底を図っている【資料 3-1-8】。

学生・教職員の安全の確保と防災対策については、大学として「防火・防災管理委員会」「防災対策協議会」等の対応委員会の設置、関係規程の整備、各種予防的な対策の実施、講演会、研修会等の開催による啓蒙活動等の措置を講じながら対処するとともに、教職員が日頃の安全の確保に努めることにより、学生が安心して学べる教育環境の充実を図っている【資料 3-1-9】。また、教育・研究等が安全に実施されるために必要な規程等を整備するとともに、「安全の手引き」「安全必携・地震防災ハンドブック」等の作成・配付等を行うことにより学生・教職員の学内外における安全の確保に努めている【資料 3-1-10】。

中部大学

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、平成 22(2010)年秋から全学体制の下で取り組み、中部大学教育情報公表ポリシー「中部大学は、教育機関として公的な責務を認識し、教育の一層の質的向上に挑戦し続けるとともに、社会に対して説明責任を果たすため、積極的に教育研究情報を公表いたします」を定め【資料 3-1-11】、情報を受ける者（受験生、卒業生、在学生の保証人（保護者）、企業、地域等）が必要な情報を分かりやすく示すように配慮し、平成 23(2011)年 3 月末に「情報公表」ホームページ（以下「公表ホームページ」という）を立ち上げた。公表ホームページは大学のトップページに大きなバナー【資料 3-1-12】を設けることで学外者にも分かりやすく、「中部大学教育情報公表ポリシー」を掲げて本学の情報公表への姿勢を明確に表明し、積極的かつ戦略的に公表している。公表項目は多岐にわたっているが、それぞれの項目を本学独自の 5 つの大きな区分（中部大学を知る、学びでみる中部大学、学生生活からみる中部大学、データでみる中部大学、中部大学の評価）に分けること【資料 3-1-13】で、学外者、とりわけ高校生やその保証人（保護者）を意識した分かりやすい公表を心がけて、探している情報を見つけやすく工夫している。教育情報の公表は、学校教育法施行規則等の改正により義務化されたが、その趣旨にも十分に合致している。

財務情報の公開についても、私立学校法の改正により、備えおく書類に従来の財産目録、貸借対照表、収支決算書に加え事業報告書、監事による監査報告書が加えられ、学生、生徒、その他の利害関係者から請求があった場合は閲覧に供することとなり、これを受けて「学校法人中部大学財務書類等閲覧規程」【資料 3-1-14】を制定し対応している。また、学生・保証人（保護者）向けに中部大学通信『ウプト』で消費支出の概要を、法人の教職員には『学校法人中部大学学園報』で法人の収支計算書および貸借対照表の概要を掲載しているとともに、公表ホームページからも事業報告・財務情報ページに容易にアクセスできるようにし、透明性、誠実性等を確保している【資料 3-1-15】。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、教育基本法、学校教育法および私立学校法などの関係法令を遵守し、建学の精神、基本理念を定め、使命・教育目的を達成するために継続して努力している。さらに「学園財務中期計画」を基にした毎年度の事業計画を検証、改善を行っているが、今後は中期の「教育事業計画」を策定し、社会のニーズに応えられる人間の育成に努める。

また、危機管理においては、学生が安心して学べる教育環境の充実に努めているが、想定される南海トラフ大地震などの発生を踏まえて、自治体との連携協力を強化し、広域的な危機管理体制の向上に努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

中部大学

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 理事会

理事会は、寄附行為第 15 条にその任務や運営等が規定され、法人の最高意思決定機関として明確に位置付けている。年 3 回（5 月、翌年 2 月、3 月）の定例理事会および必要に応じて臨時の理事会が開催されている【資料 3-2-1】。

5 月の理事会は前年度の事業報告書案および決算案に関する事、翌年 2 月の理事会は主に補正予算案に関する事、3 月の理事会は次年度の事業計画案および予算案に関する事が審議される。理事会の開催時には会議開催要件の確認とともに、議事録作成の確認を行うなど適切な運営を行っている【資料 3-2-2】。

理事の選任は寄附行為第 6 条に規定、定数は寄附行為第 5 条に 13 人以上 15 人以内と規定し、現在は 13 人の理事が選任され、そのうち 4 人は外部理事である。平成 25(2013)年 4 月に理事会機能の強化を図るため、常勤理事 2 人と外部理事 1 人を増員した【資料 3-2-3】。なお、平成 25(2013)年度開催の理事会のそれぞれの出席状況は、5 月 13 人、6 月 10 人、翌年 2 月 12 人、3 月 11 人と適切な理事会運営を行っている。

本法人では、寄附行為第 11 条に理事長の職務を定め、理事長は法人を代表し、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を執行している。法人業務の決定にあたっては評議員会および「運営協議会」に諮問し、広く意見を求め最終的に理事長が決定するなど理事会の意思決定の透明性と堅実性を保持している。

2) 評議員会

評議員会は、寄附行為第 18 条にその役割や運営等が規定され、理事長において、予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人の業務に関する重要事項について諮問される。年 4 回の定例評議員会および必要に応じて臨時の評議員会が開催されている。平成 25(2013)年 4 月に評議員会機能の強化を図るため、評議員 6 人を増員した【資料 3-2-4】。

3) 運営協議会

管理運営規則第 4 条に基づき、理事長の諮問機関として、「運営協議会」を置き、年 8 回の定例運営協議会および必要に応じて臨時の運営協議会が開催され、学校法人および学校法人が設置する学校の運営に関する基本的な事項、その他重要な事項について協議、調整、企画、立案し、理事長が法人全体のリーダーシップを発揮することで、法人と学校とが一体となった機能的な運営を行っている【資料 3-2-5】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年の大学を取り巻く環境の急激な変化に対応するため、理事会、評議員会および「運営協議会」の役割は、法人全般にわたる重要案件等を審議するなど戦略的意思決定が極めて重要である。このため、平成 25(2013)年 4 月に常勤理事 2 人と外部理事 1 人を増員して、理事会機能を強化するとともに、評議員 6 人を増員し、戦略的、機動性のある運営体制を確保している。今後とも随時見直し改善を行うなどしてそれぞれの役割、機能強化を図る。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

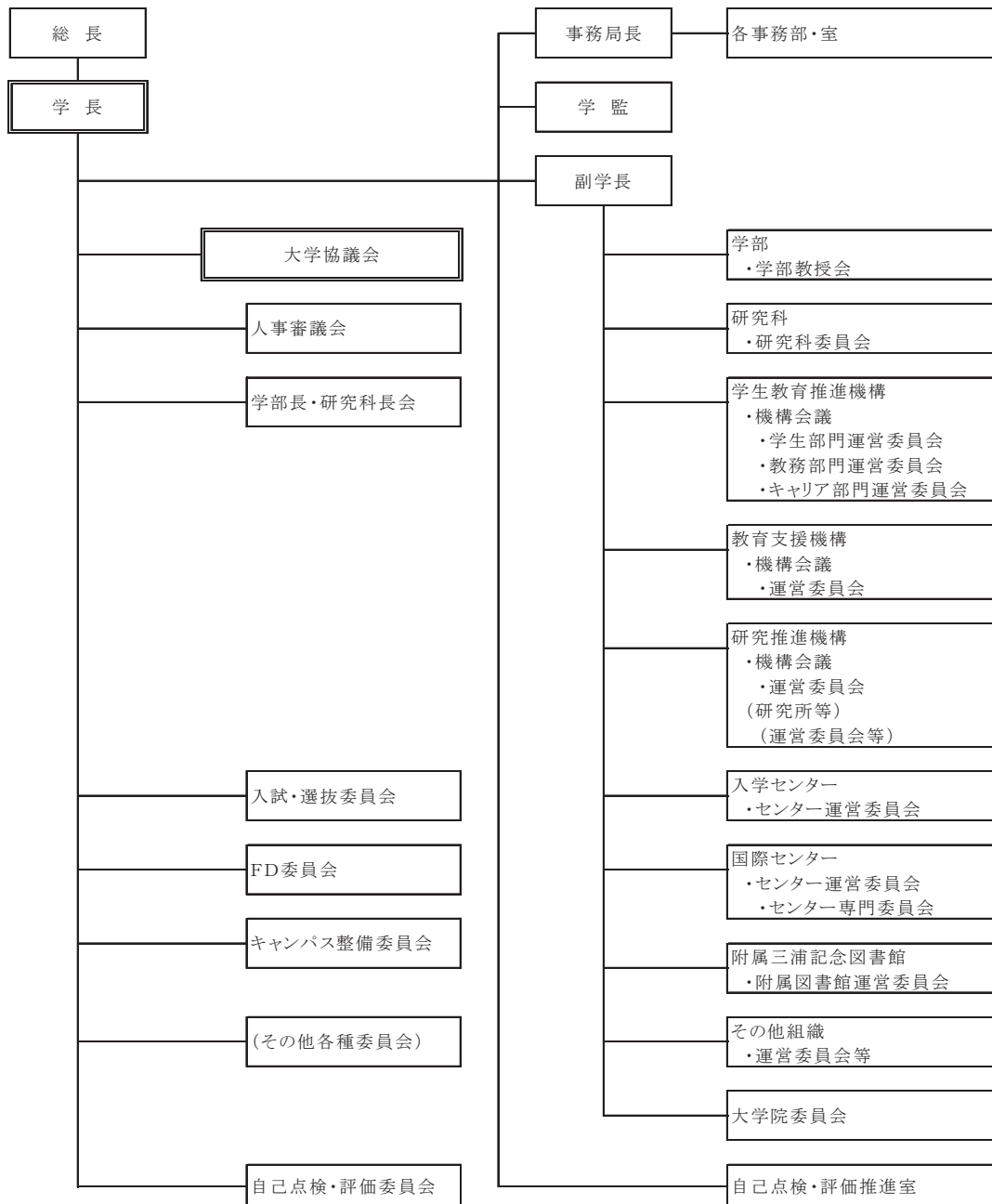
基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の管理運営に関する意思決定組織を端的に表すと図 3-3-1「大学の管理運営に関わる職制と審議・意思決定機関」のとおりである。

図 3-3-1 「大学の管理運営に関わる職制と審議・意思決定機関」



中部大学

「大学協議会」は、学則第 54 条【資料 3-3-1】に基づき、本学の運営に関する重要事項を審議・意思決定する最高議決機関として置かれ、構成員および審議事項は、「中部大学協議会規程」【資料 3-3-2】の定めるところによる。原則として、隔月の定例会議は学長が議長となり、全学的な重要事項を審議するとともに、「大学協議会」の審議事項の一部について、関係各種委員会にその審議を委任し、委任された委員会の委員長は、その結果を「大学協議会」に報告し、各種委員会で審議した事項を直ちに実行することができる点は、大学の運営上効率的であると評価できる。また、「中部大学学部長・研究科長会に関する申合せ」【資料 3-3-3】の定めるところにより、学部長・研究科長による管理運営活動を円滑に進めるための学長の諮問機関として、「学部長・研究科長会」を置き、学部・研究科の教育研究活動や管理運営上の課題について意見交換・検討し、課題の整理を行っている。

「教授会」は、7 学部・全学共通教育部それぞれに置かれ、学部・全学共通教育部に属する専任教員で構成している。学部長、全学共通教育部長が議長として「教授会」を招集し、重要事項を審議している【資料 3-3-4】。また大学院には、6 研究科それぞれに「研究科委員会」が置かれ、研究科に属する専任教員で構成している。研究科長が議長として「研究科委員会」を招集し、重要事項を審議している【資料 3-3-5】。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、学校教育法に則り、管理運営規則第 34 条において、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められているとおり、総長の総督のもと、大学運営における最高責任者としてリーダーシップが十分に発揮され、それを機能させるためのシステムとして管理職制を置いている。また、大学の意思決定のプロセスを掌るシステムとして、前述の各種委員会等の審議機関を置き、迅速かつ効率的な大学運営を行っている【資料 3-3-6】。

本学では、大学運営を円滑に遂行するため副学長（4 人）と学監（2 人）を置いている。副学長は、学校教育法および管理運営規則第 35 条において、「学長の職務を助ける」とその職責について明確に定められているが、特に学長が行う校務全般にわたってこれを補佐し、一体的・機能的に運営されるよう、また、教育研究活動が円滑に遂行されるよう努めており、その職責は広く多岐にわたっている。学監は、管理運営規則第 9 条において、「必要がある場合は、学校に学監を置くことができる」と定められ、学校の管理運営に関する事項について、学長の命を受け特命事項を担当し、大学運営にとって重要な職責を果たしている【資料 3-3-7】。

総合大学としての教育力、研究力をさらに充実、発展させるため、時代や社会の要請に即した教育研究組織の改革は、学長の主導の下で戦略的、機動的に進められている。また、毎学期の冒頭に開催する教員総会において、学長からその年に取り組むべき主要な教育・研究課題、組織改革等について説明し、教職員の意識改革と行動啓発に努めている【資料 3-3-8】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、昭和 39(1964)年に中部工業大学として 1 学部 4 学科で開学して以来、本年平成 26(2014)年には開学 50 周年を迎える。この間、学部・学科や研究科・専攻の設置、増設を相次いで実現し、現在 7 学部 30 学科および 6 研究科 17 専攻を擁する総合大学となって

中部大学

いる。

管理運営面においては、総長、学長を頂点とする職制は効果的に機能しており、教育・研究活動に関わる意思決定においても十分に機能している。総合大学としてより機能的な運営を行うべく、管理部門と学部等の関係、全学の各種委員会等のそれぞれの役割と構成など、さらなる効率的な大学運営が行えるよう見直し検討を進める。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

私立学校法の定めにもとづいて、学長は法人の理事であり、大学の校務全般にわたる最終責任者として大学の管理運営に関わる主要事項を理事会に提案する立場にあるとともに、法人の理事として法人の意思決定に加わり、法人の経営責任を分担するという立場にある。加えて、副学長 2 人も理事に選任しており、理事会と大学の連携・協力を密接に保っている【資料 3-4-1】。

本法人において原則月 1 回開催される「運営協議会」には、大学から学長、副学長 4 人、学監 2 人、事務局長が出席し、法人幹部職員とともに法人の業務全般にわたる日常的な重要案件などを協議するとともに、法人と大学との情報交換を活発に行い、迅速な意思決定を行っている【資料 3-4-2】。

大学における意思決定組織は、3-3-①のとおり、各種委員会で企画・調整された課題が、「教授会」「研究科委員会」の議を経て「大学協議会」において審議・決定というプロセスで相互に連携し運営しており、組織間でのコミュニケーションを円滑に行っている。なお、情報共有を目的として毎月 1 回開催する「事務連絡会」には、法人および各学校から課長級以上の者が出席し、事務上の重要事項の連絡調整、主要行事の伝達や情報交換などを行っている【資料 3-4-3】。

- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人の最高意思決定機関の理事会は、【資料 3-4-4】のとおり 13 人で構成しており、監事は必ず出席している。法人および教学からの提案事項について協議、意見交換を行い、法人と教学との相互チェックが有効に機能している。また、法人の業務全般にわたる日常的な重要案件などを協議する「運営協議会」は、【資料 3-4-5】のとおり 17 人で構成して

中部大学

おり、理事会と同様に協議、意見交換を行い、法人と教学との相互チェックが有効に働いている。

監事は、寄附行為第7条に基づき、常勤1人、非常勤1人（公認会計士）を理事長が選任している。年3～4回開催の理事会および評議員会に必ず1人は出席し、法人の業務推進状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を含め、法人の業務運営が適正に行われているか監査し、法人の業務および財産状況について監査報告を提出している。

本法人では、監査法人による監査を毎年23日間前後、延べ85人前後で会計監査のほか、財務面もとおして法人全般の管理運営などが適正に行われているか監査している。また、決算監査時には監事と監査法人と決算報告会を開催し、理事長も出席して監査法人からの監査状況や決算報告等について意見交換を行うとともに、中間報告および翌年の予算編成方針を中心に意見交換する場を設けており、互いの情報を共有し適正な監査を実施する上で有効な機能を果たしている【資料3-4-6】。

評議員会は、寄附行為第18条に基づいて、毎年度5月、翌年2月、3月に招集している。臨時評議員会は、必要がある場合にその都度招集している。5月の評議員会は理事会開催前に、前年度の事業報告書案および決算案に関する評議員会の意見を聴取し、この意見を理事会に報告する。さらに理事会後に、理事会の承認を受けた内容についての報告を受けている。翌年2月の評議員会は理事会に先立ち、主に補正予算案に関する事、3月の評議員会は理事会に先立ち、次年度の事業計画案および予算案に関する議決をしている。評議員は寄附行為第22条に基づき、【資料3-4-7】のとおり28人で構成し、学内者に偏ることのないよう外部から6人の評議員を選任しており、評議員会のチェック機能が有効に働いている。なお、平成25(2013)年度開催の評議員会のそれぞれの出席状況は、5月の第1回28人、第2回17人、6月21人、翌年2月26人、3月25人と適切な評議員会の運営を行っている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

危機管理をはじめとするさまざまな大学の運営・制度等に関する提案・意見を教職員から広く募り、ホームページ担当・ホームページ運営委員長を通じ、大学のより良い運営に役立てる仕組み「MY OPINION」を設けている。

法人に対する提案・意見は、法人・大学・高校・中学の幹部職員が出席する「理事長室会議」にて、必要に応じ事前調整及び確認を行ったうえで、「運営協議会」に諮り、その提案・意見を反映している。また、法令上、理事会等の審議が必要なもの、学内コンセンサスを得たうえで決定すべきもの以外で、機動的な意思決定を行う必要がある事項については、「理事長室会議」での議論をふまえて、理事長が決定することもできることとなっている【資料3-4-8】。一方、大学に対する提案・意見は、学内理事を中心メンバーとする「学長室会議」や法人本部長、学生教育推進機構副機構長、学生教育部長、総務部長等の責任者が参画する「教学打合せ」を設け、その課題を協議、調整のうえ、その提案・意見を反映させる仕組みである。また、事務職員からの提案・意見は、法人本部長・事務局長・各部長で構成する「部長会」を開催し、その提案・意見を反映させる仕組みとしている【資料3-4-9】。

中部大学

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、理事会、「運営協議会」や「大学協議会」、各種委員会等を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションの下に、緊密な連携、迅速な意思決定を行っており、その過程においては相互チェックが有効に機能している。大学を取り巻く環境が日々変化する中で、管理部門と教学部門の連携は不可欠であり、理事でもある学長のリーダーシップの発揮をさらに支援するため、学生募集活動、教育改革、研究活動、教育研究施設・設備、キャリア形成、社会貢献活動等あらゆる面での意見交換の場を強化、充実する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本法人の事務組織は、学校法人中部大学管理組織図のとおり、法人の経営を担う法人本部と教育、研究活動を行う大学事務局とに大別される。法人本部には、「業務改善推進室」「総務部」「財務部」「管財部」「社会連携推進部」等があり、大学事務局には「学務部」「学生教育部」「教育支援部」「研究推進事務局」「入学センター事務局」「国際センター事務局」「図書館事務局」等があり、それぞれに事務室を置き、教育、研究活動を支援している【資料 3-5-1】。

法人・大学の職員数は、【表 3-1】「職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）」に示すとおり、専任職員 189 人、嘱託職員 88 人、契約事務補助員 97 人、派遣職員 7 人である。また、必要に応じて学生アルバイトを活用している。

職員の採用は、学校法人中部大学就業規則（以下「就業規則」という）第 5 条に基づき、組織の活性化ならびに円滑な業務遂行、継承を主目的に毎年定期的に公募形式により、新卒者採用および社会人経験を有する既卒者採用を行っている【資料 3-5-2】。入職後は、学生窓口への配属を中心に 3 年ないし 5 年を一期間として、また管理職への登用前に 2 ないし 3 部門を経験させ、本人のキャリア形成とともに適性の発見、確認に努めている。その補完ツールとして「自己申告」「目標管理制度」を導入し、毎年度本人から現状の職務の振り返りおよび次年度の目標、異動希望等を「キャリア開発シート」に記入、提出させ、部長クラスを立会者とする直属上長面接を実施している【資料 3-5-3】。

職員の昇任、昇格については、「職能資格制度」を適用、直属上長面接にて第一次考課、その上で管理職を第二次考課者とする人事考課を行い、考課結果ならびに職能資格経験年

中部大学

数の要件を満たした昇任、昇格候補者を抽出し、法人本部長を委員長とする「事務系職員人事審査委員会」を開催し、公平性、公正性の確保に努め、当該委員会の議を経て、理事長に昇任、昇格を上申し決定する【資料 3-5-4】。職員の昇任、昇格、異動については、「職能資格制度」と密接にリンクしており、就業規則第 8 条に基づき、配置換等職務の変更のみならず、職種の変更も含めて適切に運用している【資料 3-5-5】。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人の事務・業務の執行は、法人本部にあっては法人本部長の指導監督のもとに、大学にあっては事務局長の指導監督のもとに適切に管理している。法人本部長および事務局長は、理事会に参画するとともに、「運営協議会」の構成員として審議に加わり、その決議事項等を所管する各部署に伝達し、その執行を管理している。理事会や「運営協議会」の関連情報は『学校法人中部大学学園報』に掲載し、全職員に周知している。また、情報共有を目的として法人および各学校から課長級以上の者で構成する「事務連絡会」を毎月 1 回開催し、法人および各学校からの事務上の重要事項の連絡調整、主要行事の伝達や情報交換などを行っている【資料 3-5-6】。

大学においては、「大学協議会」に法人および大学の部課長等が加わり、「教務部門運営委員会」や「学生部門運営委員会」等の主要委員会には所掌部署の部課長等が加わることにより、教職協働による機動的・効果的な事務・業務の執行に取り組んでいる【資料 3-5-7】。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本法人の SD(Staff Development)活動は、中長期的計画に基づいた人材育成の一環として、事務職員一人ひとりの資質・能力向上を図るとともに、積極的な自己啓発意欲を支援するため、計画的かつ継続的に行っている。

大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、本法人の業務改善、財政基盤の確立を目的として平成 19(2007)年にスタートした「構造改革プロジェクト」は、事務職員の SD 活動として位置付け、現在も継続的に活動している。この活動は各部署から選出した事務職員 40 人が、法人を取り巻く環境と課題の共有化を大テーマにチームを編成しキックオフした。その後 5 年間にわたり、段階的にテーマを掲げて活動を展開し、平成 23(2011)年は「経費削減」に主テーマをおき、9 つの WG を編成して教職協働による徹底した経費の見直しを行うとともに、さらなる経費削減策の深掘をテーマに 3 つの WG による活動を行っている【資料 3-5-8】。

また、構造改革プロジェクトだけでなく、平成 23(2011)年度に若手職員を中心として年間 40 人が、「日本能率協会主催・大学 SD フォーラム」へ参加し、自己啓発を行った。

学内では、全事務系職員を対象とした「職員ゼミナール」(任意参加)を継続して開催しており、「自ら進んで学ぶ風土」を醸成している。平成 25(2013)年度までにすでに 21 回を数える。また、職員ゼミナールに参加した若手職員有志が「会計知識勉強会」を発足し、会計知識の取得に努めている【資料 3-5-9】。

さらには、学生支援部署(学生支援課、教務支援課、キャリア支援課)に携わる職員は、学生支援の現状を把握、理解するため定期的に合同勉強会を開催して学生対応等におけるスキルの向上に努めている。

中部大学

このように本法人では、事務系職員全体で取り組んでいるWG活動とあわせて、職員一人ひとりの自己啓発により、草の根運動を展開し、知識の修得と資質・能力向上を目指して、SD活動を推進しており、平成19(2007)年にスタートした「構造改革プロジェクト」では、法人の業務改善、財政基盤の確立に大きな成果をあげるとともに、平成23(2011)年に経費削減をテーマに展開した「財政改革プロジェクト」では、数億円の削減成果を達成し、法人の帰属収支の黒字化に向けて一定の目途が立つなど、この7年間にわたる活動によって、事務職員の資質・能力向上と意識改革の促進が実現した【資料3-5-10】。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

「継続は力なり」とは言い古されたことばであるが、地道に一步一步積み上げていくことは極めて重要であり、7年が経過した「構造改革プロジェクト」は収入面に焦点を当て「三浦記念会館活用検討WG」を立ち上げるとともに、「学校法人中部大学振興基金」を新設し、平成24(2012)年12月に募金活動を開始した。今後も構造改革運動を法人全体として定着させ、法人の発展に寄与していく。

また、SDフォーラムへの職員の参加、職員ゼミナールや各種勉強会も継続して実施し、草の根運動をさらに展開しながら、職員の積極的な自己啓発を支援し、資質・能力向上と意識改革につなげる。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

私立大学として、建学の精神に基づく教育の維持と健全な財政基盤を確保し続けるため、向こう5ヶ年の「学園財務中期計画」【資料3-6-1】を策定し、必要に応じてローリングを行っている。

その計画の策定にあたっての主な検討項目は、以下のとおりである。

- 1) 在学生数の見通しに基づく学生生徒等納付金の見積り
- 2) 寄附金、補助金等、外部資金獲得のための施策展開を踏まえた収入額の見積り
- 3) 資産運用収入の見積り
- 4) 教職員の人員計画、退職予定者数に基づく人件費の見積り
- 5) 教育研究計画に係る事業計画と予算に基づく教育研究経費の見積り
- 6) 施設・設備計画に基づく施設・設備関係支出および経費の見積り
- 7) 経費節減計画に基づく経費の見積り
- 8) 各種財務関係比率の検討

中 部 大 学

これらを基に財務部で策定した中期計画案は、「予算・財政検討委員会」での検討、「予算会議」での審議を経て、理事会、評議員会で協議の上決定している。また、この中期計画は次年度の予算編成方針の基礎となり、編成方針に従って策定した予算案を実行に移すことによって適切な財務運営を行うことが可能となる。本学は過去 10 年以上にわたり学部・学科および研究科・専攻の設置を積極的に進めてきたことから、先行的な出費が嵩み、帰属収支差額は支出超過の状態が続いてきたが、平成 24(2012)年度には収入超過を実現し、平成 25(2013)年度も収入超過となった。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 25(2013)年度の大学の帰属収入は 176 億 5,966 万円と、前年度比 3 億 8,093 万円増加した。そのうち、帰属収入の 80%近くを占める学生生徒等納付金は 138 億 3,891 万円となり 3 億 4,079 万円増加した。一方、消費支出は 166 億 4,961 万円で、前年度比 2,123 万円減少した。その結果、帰属収支差額は 10 億 1,005 万円の収入超過となり、前年度比 4 億 216 万円収入超過額が増加した。法人全体でみれば、帰属収支差額は 6 億 9,241 万円の収入超過となり、前年度比 1 億 7,800 万円の収入超過額の減少となっているが、これは前年度は 4 億円ほどの土地の売却差額が計上されているためである。

【表 3-5】「消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）」および【表 3-6】「消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）」に示すとおり、消費収支計算書関係の主な財務比率は、法人全体で平成 25(2013)年度の人件費比率は 56.1%、教育研究経費比率は 30.9%、管理経費比率は 8.1%、学生生徒等納付金比率は 74.4%である。また、大学の人件費比率は 52.4%、教育研究経費比率は 32.7%、管理経費比率は 7.8%、学生生徒等納付金比率は 78.4%である。

次に、【表 3-7】「貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）」に示すとおり、貸借対照表関係の主な財務比率は、法人全体で流動資産構成比率は 17.4%、自己資金構成比率は 71.2%、流動比率は 145.5%、総負債比率は 28.8%、基本金比率は 91.6%である。

さらに、【表 3-8】「要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）」に示すとおり、要積立額に対する金融資産の状況については、平成 25(2013)年度末の法人全体の金融資産のうち、現金預金は 90 億 8,839 万円で前年度比 7 億 6,805 万円増加した。有価証券は、5 億 1,900 万円であり、前年度比 2 億 6,039 万円増加した。

また、平成 25(2013)年度は、大学の学生数増加（前年比 179 人増）等により、学生生徒等納付金が 3 億 4,079 万円増加するなど、収入面での財務基盤は強化してきている。この増加の要因は、既設学科での入学定員の増加や学科の設置等により学生数が増加したためである。

一方、支出面では新学部、新学科関連の教員の増加と施設・設備の整備に要する支出が一段落したことから、数年来続いてきた支出の増加は抑制されている。

ここで、財務関係比率を日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の全国平均の平成 24(2012)年度と比較すると、必ずしも良好な水準にあるとはいえない状況ではあるが、平成 24(2012)年度からは帰属収支差額は収入超過に転じ、財務関係比率も徐々に改善している【資料 3-6-2】。

中部大学

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

学部および学科の設置や既設学科の入学定員の増加が続いたことから、本学の志願者数・入学者数は継続して増加しており、中期的にも学生数は着実に増加していく見通しである。その結果、学生生徒等納付金は増加していくが、長期的には学生数の伸び悩みが予想されることや国庫補助金収入の増加も期待しにくいことから、将来にわたって必要な財源を確保し、確固たる財政基盤を確立するのは容易ではない。いずれにしても、その実現のためには中長期にわたる計画を策定し、それを確実に実現していくことが重要であるが、現状の「学園財務中期計画」は法人主体の試算に基づく全体計画という色彩が強いため、今後は教育・研究計画に、より密接に連動した「学園財務中期計画」の策定を行うことが重要である。

具体的には、学生数の増加に伴い大幅に増加してきている学生生徒等納付金については、今後とも全学をあげて安定的な学生数の確保を継続していく。その他外部からの資金獲得の手段として、特に寄附金については、社会連携推進部募金課を主体として卒業生に対する働きかけを強化するとともに、寄附者が寄附しやすい環境を整備するなどしてこれまで以上に積極的な活動を展開していくこととしている。経費面においては人件費比率が高くなっているが、人材の効率的活用を努め、まずは法人全体の人件費比率を 55%以下に引き下げ、さらに 50%に近づけていく取り組みを継続していく。

上述の施策等を着実に進めることによって、学部および学科の設置による先行投資により膨らんだ形になっている人件費ならびに施設・設備関係の支出について、大学の教育改革の取り組みと連動させながら、「学園財務中期計画」を作成した上で、全学あげて適正な水準に近づける努力を続けていく。平成 26(2014)年度以降も帰属収支の均衡を維持することにより、自己資金構成比率の引き上げを図り、安定した財務基盤の確立に努めていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計は、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人中部大学経理規程、同施行細則」「学校法人中部大学予算の編成及び執行事務細則」「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」「学校法人中部大学固定資産及び物品管理規程」等に従って適正な会計処理を実施している【資料 3-7-1】。

会計処理上の疑問や判断が難しい事項は、監査法人および日本私立学校振興・共済事業団に適宜相談し、指導を受けて適切に業務を遂行している。

財務部では法人全体の収支概況を作成し、毎月理事長に報告している。また、資金状況

中部大学

についても3ヶ月ごとに理事長に預金残高を報告している。

予算編成は、理事長の学園運営の基本方針や学長の教育・研究の方針と計画等および「学園財務中期計画」を踏まえて、法人本部長を委員長とする「予算・財政検討委員会」で予算編成方針を検討・策定し、10月開催の「予算会議」「運営協議会」で協議・決定した上で、各部署に対して説明会を開催しその周知を図っている。説明会においては、各部署の予算責任者、予算執行責任者および予算執行担当者を集めて、予算編成方針の内容ならびに予算策定の趣旨、予算申請の方法や、法人全体の財政状況の説明を行うとともに、申請にあたって目標とすべき指標を明示している【資料3-7-2】。

それを受けて、各部署は12月の初めまでに予算申請書を法人本部財務部財務課に提出し、翌年1月から2月にかけて予算折衝を行った後、「予算・財政検討委員会」での検討を経て予算原案ならびに事業計画案を作成し、「予算会議」「運営協議会」において審議し、評議員会に諮り理事会で決定している【資料3-7-3】。

決算は財務部において年度終了後、法人全体の決算書を作成している。決算書は監査法人と監事の監査を経て、理事会での承認後、5月末までに評議員会へ報告を行った後、監査法人による監査報告書を添えて、6月末までに文部科学省に提出している。なお、予算と決算を比較すると、特に支出予算において決算額が予算額を下回る結果となっていることは、予算見積時と執行時に時間的な差異があることや、効果的な執行を行うことで経費を節減できたことが理由である。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、監査法人と監事による監査を行っている。監査法人による監査の実施日数は、毎年23日間前後、延べ85人前後で行われている。監査法人は会計監査のほか、財務面からみて法人全体の管理運営が適正に行われているか監査しているほか、外部資金である科学研究費助成金の会計についての監査およびシステム監査も実施している。監事は2人で理事会、評議員会に出席し、法人の業務状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を含めて、法人の業務運営が適正に行われているか監査している。また、平成26(2014)年4月からは、「監査室」を設置し、内部監査を実施することとしている【資料3-7-4】。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

各予算部署で入力されたデータが、自動仕訳機能により帳簿の記帳、決算業務に展開されており、会計処理は適正に実施している。しかしながら、現行システムは導入後十数年経過しており、経営状態を把握し経営戦略を練るために必要な目的別予算管理機能や任意検索機能などを有する新財務システムに平成27(2015)会計年度から切り換えることとしている。

監事と監査法人による監査に加え、平成26(2014)年度に設置の「監査室」による内部監査も受け、会計監査体制の充実を図る。それぞれの監査結果を十分に咀嚼した上で、指摘された事項については速やかに改善に着手することにより、会計処理の適正性の向上に努める。

中部大学

【基準3の自己評価】

本法人の経営・管理においては、学校教育法等の関連法令をはじめ寄附行為および諸規程に基づき、最高意思決定機関である理事会の下に「運営協議会」および「大学協議会」等法人と教学部門の各組織の連携や、理事長、学長のリーダーシップの下、機能的、効率的に運営されている。

また、大学においては、学長のリーダーシップの下、教育・研究面、教職協働の強化を目的に組織改革に取り組み、教育・研究・教育支援の各部門の機構化をはじめ、グローバル化、アドミッション推進のためのセンター設置等、積極的な組織構造改革を進めている。

財政面においては、過去、積極的に学部・学科、研究科・専攻の設置を進めてきたこともあり、平成18(2006)年度以降、帰属収支差額は支出超過が続き、経営基盤の強化・安定化が求められてきたが、学部・学科等の増設整備が一段落し支出増加の抑制、「財政改革プロジェクト」などの取り組みにより平成24(2012)年度以降、帰属収支差額は改善した。今後も「学園財務中期計画」を基に、安定した入学生の確保による学生生徒等納付金の安定化、財務関係比率の改善による財政の安定化に努めていく。

会計については、「学校法人会計基準」および本法人が定める「経理規程」「経理規程施行細則」等に則り、また平成26(2014)年度からは「学校法人中大学内部監査規程」を施行し、新たに設置した監査室および監査法人監査により適正な会計処理の向上に努めていく。

これらのことから基準3「経営・管理と財務」の基準は、満たしていると判断する。